

令和3年12月10日

郡市区等医師会会長 殿

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
の改訂について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記通知についての周知方依頼がありました。

医療用医薬品の流通改善については、平成30年1月23日付けで厚生労働省から「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が発出され、同年4月1日から適用となり、全ての流通関係者にその遵守が求められてきたところです。

本通知は、今般、医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増していることを踏まえ、流通改善ガイドラインの改訂が行われたことを周知するものです。主な改訂内容として、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行うことを基本とし、少なくとも前年度より単品単価交渉の範囲を拡大していくこと等が示されております。具体的な内容については、新旧対照表が添付されていますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267